

福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書を別紙のとおり提出するものとする。

平成 25 年 3 月 8 日

提 出 者

郡山市議会環境経済常任委員会委員長 佐 藤 文 雄

## 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書

最低賃金制度は、非正規労働者を含むすべての労働者の賃金の最低額を法律により保障するものであり、毎年、中央最低賃金審議会が作成する「目安額」を参考に各都道府県最低賃金審議会の審議を経て、地域別最低賃金を決定することとされている。

最低賃金の引き上げは、拡大する非正規労働者やパートタイム労働者のセーフティネット機能を高めるとともに、労働意欲の向上、ひいては企業の生産性の向上や、内需の拡大へ寄与する事に繋がり、併せて、福島県の復興を促進させるうえでも、最低賃金の引き上げにより、一定水準の賃金が確保されることは、県内の労働力の確保や若年層を中心とした労働人口の県外流出に歯止めをかけるうえで非常に重要な事である。

よって、国においては、下記の事項を実現されるよう強く要望する。

### 記

- 1 福島県最低賃金については、2010年6月に行われた「雇用戦略対話」の合意に沿った引き上げを図る。
- 2 福島県の復興促進、労働人口の流失に歯止めをかけることを踏まえ、上積みの改正を図る。
- 3 中小・地場企業に対する支援策等を強化し、最低賃金の引き上げを行う環境を整備する。
- 4 一般労働者の賃金引き上げが4月であることから、福島県最低賃金の改定諮問を早期に行い発効日を早めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年3月8日

郡山市議会